

スマホで町税等が納付 できるようになります!



令和5年1月1日より、納付書に印刷されているコンビニ収納用バーコードをスマートフォン決済アプリで読み取ることで、町税等を24時間いつでもどこでも簡単に納付ができるようになります。

納付できる町税・料金

- ・町県民税(普通徴収)
 - ・国民健康保険税
 - ・学校給食費
 - ・上下水道料
 - ・固定資産税
 - ・後期高齢者医療保険料
 - ・町営住宅家賃
 - ・軽自動車税(種別割)
 - ・保育園、幼稚園保育料
 - ・町営住宅家賃
- ※いずれの税・料金も納付書にバーコードがあるものに限りです。

利用できるスマホ収納のアプリ

- ・PayPay 請求書払い
- ・LINE Pay 請求書支払い
- ・Pay B
- ・支払秘書
- ・J-Coin 請求書払い

ご利用上の注意

- ・領収書は発行されませんので、領収書が必要な場合は、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。
- ※役場で納税証明書を発行する場合、納付確認に約2週間かかります。特に軽自動車の車検の際はご注意ください。
- ・納付に係る手数料は無料ですが、通信料は利用者負担となります。
- ・スマホ納付後、金融機関やコンビニ窓口での二重納付にご注意ください。
- ・以下の場合はスマホ納付がご利用になれません。
 - (1) コンビニ納付用のバーコードが納付書にない場合
 - (2) 納付書1件あたりの金額が30万円を超える場合^(※)
 - ※上下水道料を「LINE Pay 請求書支払い」で納付する場合は5万円
 - (3) 納期限が過ぎた納付書
 - (4) 納付書の金額が訂正されている場合
 - (5) 汚損等でバーコードの読み取りができない場合

「インボイス制度」

～申請受付始まっています～

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が開始されます。消費税の仕入税額控除を受けるためには、適格請求書(インボイス)の保存が必要です。適格請求書発行事業者のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を税務署に提出し**税務署長の登録を受ける必要があります。**

インボイス制度とは?

インボイス制度の基本を分かりやすく解説した動画です。消費税の申告を行ったことがない事業者の方も適格請求書発行事業者になるかどうかの検討が必要です。ぜひ動画をご覧ください。



～登録申請手続関係サイトのご紹介～

インボイス 制度特設サイト	登録申請手続	作成マニュアル ～e-Taxソフト (WEB版)～	Q&A

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、**軽減・インボイスコールセンターへ!!**

フリーダイヤル

0120-205-553(無料)

受付時間

9:00～17:00(土日祝日除く)

自宅で確定申告ができます!

～パソコンやスマホを使って電子申告(e-Tax)～

- ・平日は仕事で申告会場へ行けない・・・
- ・申告会場は混雑して待ち時間が長い・・・



「マイナンバーカード」または「ID(利用者識別番号)とパスワード」があれば、自宅のパソコンやスマホで確定申告ができます!

※スマホ申告は、対応機種や所得項目等が限られていますので事前にご確認ください。 ※ID・パスワード方式は事前に税務署へ行き、本人確認をした上で届出が必要です。

STEP1

「国税庁ホームページ」へアクセス

- 税務署に行く手間がかかりません!
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます!

STEP2

申告書を作成

- 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます!

STEP3

e-Tax で送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ!

- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン

IDとパスワードで送信

ID・PWが白印

重要書類

(見本)

ID・パスワード方式に対応したID・パスワード!

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が領写付の本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

確定申告



スマートフォンはこちら

事業主の皆さまへ

給与支払報告書の提出は令和5年1月31日(火)までに(厳守)

令和4年中に給与等の支払いを行った各事業主(個人及び法人)は給与支払報告書を上記提出期限までに提出してください。提出の際は、収入金額、控除金額及び控除対象扶養親族の記入誤りや、前職分の支払金額・住宅借入金特別控除過納額、居住開始年月日等の記入漏れがないようご注意ください。(※地方税法第317条の6に基づき報告義務があります)

お問合せ：久米島町役場 985-7127

提出場所：久米島町役場 税務課

提出書類：総括表、給与支払報告書(個人明細書)
早めの提出にご協力よろしくお願いします。

お問い合わせ 税務課町民税班 ☎985-7127